

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

河内長野市長 島田 智明

「2021年度自治体キャラバン行動」新型コロナ禍のもとでの
住民生活を支えるための要望書への回答について

晩夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、令和3年7月13日付で提出いただきました標記要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答：人事課】

正規職員の採用については、これまで第5次定員適正化計画に基づき、簡素で効率的な行政体制の整備に向けて取り組み、市民サービスを低下させないよう職員数の適正化に努めてきました。

さらに、正規職員と非常勤職員の職務内容や責任の程度を分け、組織として最適な勤務形態の人員構成を図ってきたところです。

今後においても、市民サービスの低下を招くことのないよう、必要な職員の配置と職員数の適正化に努めてまいります。

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

【回答：健康推進課】

現在、大阪府では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、府民の皆さまからの健康相談に応えるため、土曜、日曜、祝日も含め、午前9時から午後6時まで、電話相談窓口を設置しております。

また、発熱等症状がある方につきましては、かかりつけ医に相談していただくようご案内をしております。夜間や休日、かかりつけ医のいない方などは、新型コロナ受診相談センターで、土曜、日曜、祝日も含め、終日対応しております。

本市におきましても、引き続き、健康相談に対応してまいります。

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

【回答：政策企画課、経営総務課、財政課】

新型コロナウイルス感染症に関する本市独自の取組みとして、緊急事態宣言等に伴う飲食店の時短営業、不要不急の外出・移動の自粛または休業要請などにより、深刻な影響を受ける市内の中小企業・個人事業主（フリーランスを含む）に対し、中小企業に20万円、個人事業主に10万円の本市一時支援金を交付しております。今後におきましても、市民の皆様が安心して暮らすことができるよう、様々な声を伺いながら必要な支援を検討してまいります。

また、令和2年度に実施しました、水道基本料金の減額は、新型コロナウイルス感染症が、市民、市内事業者のみなさんに対して、経済的に甚大な影響をもたらしているとの判断から、市として即効性の高い施策として実施いたしました。

今年度の減額につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の市民に与える影響が見通せないことや、また、経営計画を踏まえると水道事業単独での実施が困難であることから、今後の国による経済対策等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答：政策企画課】

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている市民や事業者への支援と、地域経済を立て直す消費喚起を両立させるため、本市独自の支援策を実施するとともに、特別定額給付金の再支給については、機会をとらえ大阪府を通じて国へ要請等してまいりたいと考えております。

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要なところいち早くPCR検査ができるようにして下さい。

【回答：健康推進課】

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、緊急事態宣言時には医療体制がひっ迫したことから、病床数等の確保が急務となっております。

そのため、病床機能別病床数を検討する地域医療構想の見直しが、重要であるため、国や大阪府に対し、病床数や医療体制の確保などについて要望してまいります。

また、PCR検査体制につきましては、大阪府におきまして診療検査医療機関の拡充などの体制整備が行われており、本市におきましても、今年度から福祉関係事業所等を対象に、市独自の予算で、新型コロナウイルスの感染拡大防止に要するPCR検査などの経費に、支援金を給付する事業を開始しております。

クラスターが発生しやすい施設の定期的なPCR検査につきましては、大阪府におきまして、高齢者や障がい者施設の、無症状者の従事者などに対して、定期的に受検できる体制が構築されております。

さらに高齢者施設等スマホ検査センターにつきましても、福祉施設等で従事する全職員に対象が拡充されたことから、今まで対象外であった保育所職員なども、症状がある場合は、迅速にPCR検査を受検することができるようになっております。

新型コロナウイルス感染拡大に関するPCR検査体制や、感染源の追跡・分析を行う体制整備等につきましても、今後も継続した支援が必要であることから、国や大阪府に対してより一層の支援を講じるよう求めてまいります。

- 6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。**

【回答：健康推進課】

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、感染者の疫学的調査や、指導、検査については富田林保健所で実施されております。

また、市としても、新型コロナウイルス感染症についての健康相談の窓口を設置しており、保健所と連携して相談に対応している現状にあり、今後も感染拡大が継続されると予想される中、保健所機能の強化がさらに求められると考えております。

一方、新型コロナウイルスの検査であるPCR検査等は現在、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等、複数の検査機関や医療機関で実施されております。

本市といたしましては、今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、保健所機能の強化や、検査体制の拡充に向けて、国や大阪府に要望してまいります。

- 7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。**

【回答：ワクチン接種チーム（健康推進課）】

新型コロナワクチン接種については、国から示されている接種順位に基づき実施しているところですが、介護・障害・保育関係者においては、各々の団体が医療機関と調整し、接種希望者に対して、一般接種とは別枠で先行接種を進めております。

- 8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。**

【回答：保険医療課】

子ども医療及びひとり親家庭医療費助成制度の一部自己負担金につきましても、助成対象年齢を年々拡充してきた中で、受益と負担の適正化を図りながら、同医療費助成制度を持続可能なものとするために設けられた経緯がございますので、無料にするのは困難であると考えております。

また、入院時食事療養費の一部自己負担金に関しましても、在宅医療との公平性を確保するため、平成28年7月より入院時食事療養費の助成を廃止とした経緯から、無料にするのは困難であると考えております。

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答：高齢福祉課】

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域食堂や食事を提供する福祉サロンなどの活動は休止しておりますが、代替事業として見守りを兼ねた配食サービスなどが実施されている地域もあります。フードバンク・フードドライブ・フードパントリーなどの事業の継続的な実施はありませんが、試験的に実施された団体もあり、連携を検討していきます。

また、個別に食事に困っていると相談を受けた際には、ふーどばんくOSAKAと連携しながら食べ物を届けられるよう対応しております。

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答：教育指導課、子ども子育て課】

学校給食につきましては、学校給食法第11条及び施行令によりまして、『学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、職員人件費、及び修繕費は、市の負担とされており、これらの経費以外の学校給食に要する経費、つまり食材費等は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする』と定められております。

給食費の無償化を実施するとすれば、毎年総額2億数千万円の財源が必要となってまいります。このため、現在の市の財政状況や他の教育施策の必要性も考え合わせますと、給食費無償化は難しいと考えております。

また、休校中や長期休暇中の給食の提供につきましては、学校給食法第8条第1項の規定に基づき定められた学校給食実施基準第2条の規定により、学校給食は、「授業日の昼食時に実施されるもの」としておりますので、学校給食としての提供は困難と考えます。

保育所、認定こども園等の副食費については、現在のところ国の基準どおり、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降に係るものは無償となっております。それ以外の子どもの副食費相当額（4,500円）を無償化するとなりますと、今年度4月時点の試算では、市単費で年間約7,600万円が必要となります。本市の厳しい財政状況を考慮しますと現状として困難であると考えております。

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるよ

うにしてください。

【回答：保険医療課】

本市では国民健康保険料の激変緩和措置として、被保険者の保険料負担の急激な増加とならないよう、国民健康保険事業財政調整基金を活用し、本市独自の保険料率の設定を行い、保険料負担の軽減に努めているところです。

国民健康保険料の減免については、府基準の減免制度が低所得者及び子どもがいる世帯に十分配慮したものとなるよう、大阪府に拡充を働きかけるとともに、市が独自に実施している減免制度を維持継続し、保険料負担の軽減に努めていきたいと考えています。また、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する基準は前年同様変更ありませんが、国からの財政支援に関しましては昨年より減少していることから、大阪府を通じ、今後も令和2年度同様となるよう強く要望してまいります。

傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとの観点から、勤務先から給与等を受けている被用者を対象にしています。国においても、保険者が被用者に給付した傷病手当金について財政支援をおこなっているところです。

国民健康保険料納付書送付時や国民健康保険証更新時などに、保険料減免や一部負担金減免などのご案内を同封し、詳細につきましてはホームページにて情報提供しているほか、商工会などの協力を得てチラシを配布するなど周知に努めています。

新型コロナウイルス感染症関連の申請等については三密とならないよう原則郵送申請とし、ホームページより申請用紙等をダウンロードできるようにしています。

国民健康保険料の納付が困難な場合には、従来から分割納付等の納付相談を行っており、徴収猶予についても窓口のほか電話などにより、納付相談のなかで対応しています。

- 12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください）介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～第3段階）については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。**

【回答：介護保険課】

第8期の介護保険料につきましては、基金を全額取り崩して保険料軽減の財源とし、保険料の抑制に努めております。

一般財源からの繰り入れにつきましては、介護保険法等の規定に基づき執行しております。

第1～第3段階の保険料につきましては、令和元年度より条例に基づいて軽減賦課しており、軽減分については国・府・市の公費を投入しております。市民税課税対象者につきましては、所得段階を第6～第13段階とし、国の基準よりも細分化しております。

生活困窮者に対する減免制度としては、世帯の年間収入が少なく生活が著しく困窮して、介護保険料の納付が困難である方に対して、要件等に適合する場合、現在の所得段階にかかわらず減免し

ています。また、低所得者に対する介護保険料減免制度の要件を緩和した場合、減免額は他の被保険者の負担につながりますので、それらのバランスを見ながら減免制度の運用を行ってまいります。

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

【回答：生活福祉課】

生活保護については最後のセーフティネットであるため、あらゆる資産や能力、他法他施策の活用を図ることが優先されること、住居確保給付金については世帯によって収入や資産の基準が異なることなどから非常に分かりにくい制度となっております。また、支給にあたっての条件や添付書類等も相談者によって異なることから、相談者自身が生活保護や住居確保給付金の給付が受けられるのか、申請にはどのような書類を添付しなくてはならないのかなどを正確に判断することが非常に困難な状況にあります。

このことから、生活にお困りの方がおられましたら、お困りの状況を詳しくお伺いし、どのような制度を活用することがベストなのか、そのためにはどのようなことをしなくてはならないのかなどを共に考え、相談者に十分に理解していただいた上で、申請をいただくようにしております。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染に不安がある方に対しては、電話での相談や必要書類の郵送での提出にも柔軟に対応しております。

扶養照会については、保護申請後に実施しており、実施にあたっては申請者より親族との関係性を十分に聞き取っており、扶養照会を実施する事で親族との関係が悪化するような場合には扶養照会を控えております。このため扶養照会を行うことが保護の要件となるといったような誤解を招くような取り扱いは行っておりません。

扶養照会は、申請者への精神的な支援の可能性を親族に確認するなど、適切な扶養照会を行うことで申請者の生活が円滑なものとなることから、申請者の申請権を侵害することのないよう留意したうえで引き続き保護の適正実施に努めてまいります。

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

【回答：健康推進課、介護保険課、障がい福祉課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う患者の減少や予定手術の延期などによる収入の減少、また感染防止策の徹底（施設整備や備品購入）などによるコストの増加が生じ、経営が苦しい状況に陥っている医療機関があると認識しております。

市民の健康と安全安心を守るためには、医療提供体制の確保は非常に重要であることから、国や大阪府に対してより一層の支援を講じるよう求めてまいります。

また、河内長野市独自の事業所支援として、通常とは異なる特別な形でサービスの提供や感染防止対策等を余儀なくされている介護、障がい、子育て、生活困窮の各種事業を実施する福祉関係事業所等に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うために要する経費について、河内長野市福祉関係事業所等支援金の給付を行っております。

介護事業所に関しては、昨年度より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」として、減収に対応するような加算等が設けられているところです。

令和3年度報酬改定では9月末まで新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として0.1%上乗せした報酬となっています。今後も国の動向に注視しながら、新たな情報について速やかに事業所へ情報提供してまいります。

障がい者事業所につきまして、国の通知において報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について柔軟な取扱いが示されており、本市においても国からの通知内容を踏まえ、適切に対応してまいります。また、国等では雇用調整助成金等の助成金や福祉医療機構における融資制度を創設しておりますが、今後も、国・府の動向も注視しながら要望してまいりたいと考えております。

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答：生活福祉課、子ども子育て課、人権推進課】

生活に困窮されている方や不安のある方に対しては、生活困窮者自立支援相談員が相談者の現在の状況をお伺いし、困窮からの脱却や将来困窮に到ることのないよう、関係課・関係機関と連携を図りながら寄り添った支援を行っております。

また、令和元年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関が連携して、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等への子育て支援に取り組んでいます。

昨年度から、厚生労働省より令和2年4月27日付で発出された「子ども見守り強化アクションプラン」に基づき、保育園、認定こども園、幼稚園、教育委員会、母子保健担当課と連携した見守り体制を強化し、要保護・要支援児童については月一回以上の状況確認・把握を行っております。

また、本市では、DVを早期に把握し解決するための手立てとして、「女性のための相談」や「人権あれこれ相談」を実施しており、緊急事態宣言の期間中も感染症対策を講じながら、継続して実施しています。また、国や大阪府が実施している相談窓口についても、改めて市広報紙や市ホームページを通じて周知しており、DVの早期把握と解決に努めているところです。今後もDV被害者に寄り添った丁寧な対応を進めてまいります。

関係部署との連携としましては、河内長野市DV被害者等支援連絡会議を設置し、情報共有など、庁内に限らず、庁外の関係機関との連携も進めており、DV事案発生時には、被害者の相談、一時保護等で、大阪府女性相談センターや子ども家庭センター、警察等と連携し対応しております。

加えて今年度は、いわゆる「生理の貧困」問題に対応するため、市庁舎や市社会福祉協議会等の窓口7か所において、生理用品の購入が困難な女性に対し、生理用品の無償配布を行っております。

その際に市や関係機関で実施している各種相談窓口の案内チラシ等を同時配布することで、女性が抱える困難や悩みの解決に向けて、各種相談支援へとつなげていくことを目的としています。

本市としては、今後もこのような取組みの推進に努めてまいります。

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答：危機管理課】

本市では、感染防止対策の徹底を図りつつ、適切な避難所運営を行えるようにするため、令和2年7月に「河内長野市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応編）」を策定いたしました。避難所運営マニュアルで避難スペースや衛生環境の確保について定めたほか、感染防止対策に必要な資材（マスク、アルコール、非接触型体温計、ダンボールベッド、パーテーション等）を確保いたしました。

以上

【送付元】〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市総合政策部 広報広聴課広聴係

TEL：0721-53-1111（内線567）